

# 茨城県図書館協会規約

(名 称)

第1条 本会は、茨城県図書館協会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長が所属する施設内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、県内の公共図書館、大学図書館、公民館図書室その他これに類する施設が、密接な連絡と提携のもとに図書館事業の進歩発展を図り、本県文化の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 職員の研修
- (2) 研究及び調査
- (3) 連絡及び提携
- (4) 図書館資料の収集及び相互貸借
- (5) その他必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 県内の公共図書館、私立図書館、大学図書館及び公民館図書室
- (2) 県内に所在する図書館等と同様の業務を行う施設

(部会並びに委員会)

第6条 本会に次の部会を置くことができる。

- (1) 公共図書館部会
  - (2) 大学図書館部会
- 2 公共図書館部会については、4つの地区部会を置くことができる。なお、4つの地区部会の編制は、別途定めるものとする。
- 3 本会に次の委員会を置くことができる。
- (1) 研修委員会
  - (2) 調査研究委員会
  - (3) その他会長が必要と認める委員会

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- |       |     |
|-------|-----|
| 会 長   | 1名  |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 理 事   | 若干名 |
| 監 事   | 2名  |

2 会長は、本会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときもしくは事故あるときは、あらかじめ会長の指定する順位によってその職務を行う。
- 4 理事は、会務の執行及び本会の重要事項の審議をするとともに、前条第3項に定める委員会の担当理事として、その事務を統括する。
- 5 監事は、会計を監査する。

#### (役員を選出)

第8条 会長、副会長、理事及び監事は、各部会及び役員会から推薦された施設の代表する者の中から総会で選出する。

#### (役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、その再任を妨げない。

- 2 役員任期は、役員に選出された総会を始期とし、次々年度の総会を終期とする。
- 3 役員である施設を代表する者が任期途中で異動した場合は、当該施設における後任者が残任期間の任務を行う。ただし、その役員を推薦した部会等が当該役員後任者以外の者を推薦する場合は、その者が残任期間の任務を行うことができる。

#### (事務職員)

第10条 本会に事務職員を置くことができる。

- 2 事務職員は、会長が委嘱する。

#### (会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会及び理事会とする。

#### (総会)

第12条 総会は、年1回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。

- 2 総会は構成館の過半数の出席をもって成立する。
- 3 総会に出席できない施設が委任状をもって自館の意思を表示したときは、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会においては以下の事項を審議・決定する。なお、議決は1施設1票とする。
  - (1) 規約の改廃
  - (2) 予算及び事業の決定
  - (3) 決算報告の承認
  - (4) 役員選出
  - (5) その他重要な事項

#### (役員会)

第13条 役員会は必要により開催する。

- 2 役員会は、第7条に定める役員により構成する。
- 3 役員会は次の事項を審議する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) その他会長が必要と認めた事項
- 4 役員会は、構成員の3分の2の出席をもって成立する。

(理事会)

第14条 理事会は必要により開催する。

2 理事会は、会長、副会長、理事により構成する。

3 理事会は次の事項を審議する。

(1) 本会事業の企画及び委員会に関する事項

(2) その他会長が必要と認めた事項

4 理事会は、構成員の3分の2の出席をもって成立する。

(会議の招集)

第15条 会議は、すべて会長が招集する。

(議 事)

第16条 第11条に定める会議の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

2 可否同数の時は、議長の決定するところによる。

(経 費)

第17条 本会の経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 負担金の金額は次のとおりとする。

(1) 県立図書館 年額35,000円

(2) 市町村立図書館 // 11,500円

(3) 公民館及び私立図書館 // 3,500円

(4) 大学図書館 // 11,500円

(5) 第5条第1項第2号の施設  
// 11,500円

ただし、分館を有する場合は、分館分3,000円を加算する。

付 則

本規約は、昭和29年7月10日から施行する。

付 則

この規約は、昭和57年6月22日から施行する。

付 則

この規約は昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成12年5月30日から施行する。

付 則

この規約は、平成17年5月18日から施行する。

付 則

この規約は、平成18年5月19日から施行する。

付 則

この規約は、平成19年5月18日から施行する。

付 則

この規約は、平成20年5月23日から施行する。

付 則

この規約は、令和5年5月25日から施行する。